

○**税務署**からの**お知らせ** (やさしい日本語版)

給与所得者の方は、勤務先での年末調整でいろいろな控除が受けられます。

○年末調整では、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、保険料控除などの控除が受けられますので、扶養控除申告書などを勤務先に提出して、これらの控除を正しく受けてください。

これらの控除を年末調整で受けた場合、確定申告をしていただく必要がありません。

なお、年末調整後に扶養控除等に異動や控除漏れがあった場合は、年末調整のやり直し(再調整)により控除を受けることができます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご自宅からのスマホ・e-Tax申告をしましょう。

○国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へスマホでアクセスするとスマホ専用画面で申告書が作成できます。

また、源泉徴収票をスマホのカメラ機能で読み取ると、記載された金額が入力画面へ自動で反映され、申告書の作成がとても簡単で便利です。

所得税の還付申告は5年間できます。
申告相談が必要な方は、4月から12月の期間に税務署へ相談しましょう。

○税務署での相談をご希望の場合、事前予約が必要となります。

電話にてご予約の上、お越しく下さい。館林税務署 0276-72-4373 (代表)

税に関する情報を国税庁ホームページに掲載しています。国税庁ホームページアドレス www.nta.go.jp



「確定申告書等作成コーナー」

確定申告

